

平成 29 年 5 月 16 日

株 主 各 位

会 社 名 株 式 会 社 パ レ モ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 馨  
( J A S D A Q ・ コ ー ド : 2 7 7 8 )

「第 32 回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について

平成 29 年 4 月 28 日付にてご送付いたしました、「第 32 回定時株主総会招集ご通知」について一部修正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり修正させていただきます。

記

1. 修正の箇所

第 32 回定時株主総会招集ご通知 56 項  
株主総会参考書類 第 5 号議案 取締役 6 名選任の件の (注) の一部

2. 修正の内容

修正箇所は\_\_ を付して表示しております。

(修正前)

2. 候補者の竹中幹雄氏の、当社の主要株主であるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合を運営管理するエンデバー・ユナイテッド株式会社における業務執行者としての地位および担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

(修正後)

2. 候補者の竹中幹雄氏の主要株主における地位および担当等について

(1) 取締役候補者の主要株主における地位および担当について

候補者の竹中幹雄氏の、当社の主要株主であるエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合を運営管理するエンデバー・ユナイテッド株式会社における業務執行者としての地位および担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

(2) 取締役候補者との責任限定契約について

本議案が原案どおり承認可決され竹中幹雄氏が取締役に就任された場合、第 4 号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、金 120 万円と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以上

〈本件に関する問合せ先〉

株式会社パレモ  
執行役員総務人事部長 久野智子  
0587-24-9771